

行政訴訟「M」最高裁勝利判決報告集会を開催!!



10月20日、新幹線関西地方本部主催の行政訴訟「M」最高裁判所勝利判決報告集会を名古屋の地において開催しました。

熊澤地本法対部長の司会ではじまり、主催を代表して小林地本委員長から、本部を代表して淵上委員長から、名古屋地本を代表して荻野書記長から、最高裁「完全勝利」の労いの挨拶を受けました。

これで、JR東海労が会社に裁判闘争で勝利した闘いが、11件目となりました。また、会社による組合掲示物不当撤去に対する闘いにおいて、地本で行政訴訟C・F・K・Lと5件目となり、最高裁から組合勝利の決定が出されています。これまでの闘いにより、会社による組合掲示物の一方的な撤去は「不当労働行為」であることが完全に定着しました。最高裁の決定後、直ちに本部・地本は、本社・関西支社に対し「会社は最高裁の決定を重く受け止め、本部・地本・分会に対して、早急に謝罪文を手交する」ように申し入れを行いました。

関西支社は、分会に対して「手交してやるから大阪まで来い。旅費は出さない、自腹で来い」という、回答でした。地本は「高飛車で誠意の無いものであり、最高裁の決定を軽視している」と抗議と申し入れを行いました。

関西支社は、分会に対して「手交してやるから大阪まで来い。旅費は出さない、自腹で来い」という、回答でした。地本は「高飛車で誠意の無いものであり、最高裁の決定を軽視している」と抗議と申し入れを行いました。